

# 令和4年度 放課後児童健全育成事業の利用のご案内

## 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブ）は、地域・小学校の協力を得て、子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守る場所として開設しています。保護者が就労等により昼夜間家庭にいない児童生徒に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

## 利用対象者

丸森町に住所を有すること。

丸森町の小学校に通学すること。

保護者が就労等により昼夜間家庭にいないこと。

（注）就労等とは、次のとおり

事由	内容	利用可能期間
就労	月間48時間以上の就労していること。	就労の期間
妊娠・出産	産前8週間から産後8週間の状態にあること。	産前産後8週間
疾病・障害	身体等に障害等を有する状態にあること。	疾病・障害の期間
介護・看護	同居親族等の介護・看護に状態にあること。	介護・看護の期間
災害復旧	未曾有の大災害に見舞われた状態にあること。	災害復旧の期間
求職活動	起業・就職の準備等の状態にあること。	90日間
就学	職業訓練等を受けている状態にあること。	就学の期間
虐待・DV	配偶者等による圧制を受けている状態にあること。	虐待・DVの期間
育児休業	継続利用中に育児休業の状態にあること。（新規不可）	育児休業の期間
その他	上記以外で町長が必要であると認める状態にあること。	町長の認める期間

## お問い合わせ先

丸森町子育て定住推進課 子育て支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地

電話 0224-72-3013

FAX 0224-72-3040



# 丸森町放課後児童クラブ基本情報

## 放課後児童クラブ一覧

施設名	定員・所在地	該当者
丸森地区放課後児童クラブ 丸森にこにこクラブ 丸森わくわくクラブ	定員：80名 字菱川内 39 番地【丸森小学校】 字町西 29 番地 2【旧仙台銀行】	丸森小学校 に通学する 児童
金山地区放課後児童クラブ 金っ子クラブ	定員：20名 金山字下前川原 1 番地 1【旧金山小学校】	
筆甫地区放課後児童クラブ 名称考案中	定員：検討中 所在検討中	
大内地区放課後児童クラブ うりぼうズ	定員：25名 大内字横手 18 番地【旧大内小学校】	
小斎地区放課後児童クラブ こめっ子クラブ	定員：20名 小斎字古館 95 番地【旧小斎小学校】	
館矢間地区放課後児童クラブ 館っ子クラブ 元気っ子クラブ	定員：110名 館矢間館山字玉川 29 番地 1【館矢間小学校】 館矢間館山字東玉川 199 番地 1【旧いちまさ】	館矢間小学校 に通学する 児童
大張地区放課後児童クラブ 名称考案中	定員：20名 丸森町大張川張字宮田 25 番地【旧大張小学校】	

1 筆甫地区放課後児童クラブについては、開設検討中です。

2 丸森にこにこクラブ・館っ子クラブは低学年児、丸森わくわくクラブ・元気っ子クラブは高学年児を想定していますが、申込み状況により変更になる場合があります。

## 開設日及び開設時間

開設日	月曜日から金曜日 (夏休みや冬休み、祝日を含む年間約 250 日)
閉所日	土曜日及び日曜日 お盆期間及び年末年始 学校での引き渡し訓練日及び災害等発生日
開設時間	学校登校日 下校時から 18 時 15 分
	学校休業日 7 時 45 分から 18 時 15 分

## 利用料

利用者負担金	月/2,000 円 年/24,000 円 月途中の利用でも 1 か月分の利用料となります。
おやつ代(保険料含む)	月/2,000 円 年/24,000 円 月途中の利用でも 1 か月分の料金となります。

# 丸森町放課後児童クラブ利用申込方法

## 受付場所

丸森町役場：子育て定住推進課（新1年生及び令和3年度未利用の方）  
各放課後児童クラブ（継続利用の方）

受付期間 土・日・祝日を除く。

### (1) 令和4年4月からの利用を希望する場合

- ・11月29日(月)～12月3日(金) 8:30～17:15
- ・12月6日(月)～12月10日(金) 8:30～19:00

### (2) 令和4年5月以降の利用を希望する場合

- ・希望する前々月に随時申請を受け付けます。(例：7月以降利用の場合5月受付)

## 提出書類

放課後児童クラブ利用申請書（児童一人につき1部）

添付書類（父母両方を証明すること）

（児童一人につき1部・児童二人以上同時利用の場合は1部でも可）

転入手続きに関する同意書（申込段階で町外に住所を有する方）

	保育を必要とする事由（保護者の状況）	添付書類
1	保護者が就労している方（産休・育休含む）	就労証明書（被用者・被被用者）
2	妊娠中もしくは出産前後の方	母子手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書 + 診断書・障害者手帳・療育手帳等
4	同居の親族を常時介護又は看護している方	申出書 + 要介護認定結果通知書等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書 + 災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書（申出書のみ）
7	学校教育法に規定する学校に就学している方	申出書 + 就学中である証明（生徒手帳等）
8	虐待やDVの恐れがある方	子育て定住推進課へご相談ください。

保護者が単身赴任などで世帯が別であっても、その保護者の認定事由に該当する書類が必要となりますので、併せて提出してください。

申込段階において町外に住所を有する方について利用が内定した場合は、利用希望月の前月までに転入手続きを完了していただきます。

転入手続きに関する同意書は同封しておりませんので必要な方は、子育て定住推進課へご連絡ください。

## 利用の可否

### (1) 令和4年4月から利用を希望する場合

小学校の決定の時期（令和4年1月以降）に併せて通知します。

### (2) 令和4年5月以降に利用を希望する場合

申請から約2週間後に通知します。

# 丸森町放課後児童クラブ利用注意事項

基本的な取扱いは保育所・幼稚園・認定こども園の入園等と同じになります

## 留意事項

### 【施設の登録と転園等】

放課後児童クラブの申し込みは1児童につき1施設までとします。

例) 月曜日から火曜日を金山地区放課後児童クラブで登録し水曜日から金曜日を丸森地区放課後児童クラブで登録することはできません。

ただし、年度途中であっても施設定員に空きがあれば転園することは可能です。

### 【申請の虚偽及び変更が生じた場合】

申込みの内容、就労状況等に著しい虚偽があった場合は、利用の決定が取消される場合があります。記載事項(例:住所、電話番号、保護者の就労状況等)に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。変更手続きについては、必要書類をご準備の上、各放課後児童クラブ又は子育て定住推進課で行っていただきます。

### 【育児休業明けの利用について】

出産に伴い育児休業を取得している家庭については、育児休業期間が満了する日が属する月の前の月より利用が可能になります。

(例:育児休業期間 ~R4.7.14 まで R4.6 月から入園が可能)

### 【育児休業中の利用について】

出産に伴う育児休業開始前にすでに利用している児童は、希望があれば継続利用を認めています。なお、育児休業で利用する際は内容の変更の手続きが必要となりますので上記のとおり手続きをお願いします。

なお、育児休業を理由に新規で利用することはできませんので上記の取扱いを参照願います。(例:第2子出産育児休業期間 R4.5.10~(第1子利用中)継続利用可能

第2子出産育児休業期間 R4.5.10~(第1子未利用)新規利用不可

### 【利用の調整について】

定員を超えた場合は、優先度を審査し利用調整により希望の施設が利用できない場合があります。また、一斉受付期間終了後に書類が提出された場合は、受付期間内に提出があった方を先に選考しますので、選考後の受入可能枠での選考となります。

**注意!**

**放課後児童クラブは毎年度の登録が必要となります。  
現在利用している方も忘れずにご提出願います。**